

平成 26 年 12 月 12 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
東京都中央区銀座六丁目 8 番 7 号
フロンティア不動産投資法人
代表者名 執行役員 永田和一
(コード番号：8964)

資産運用会社名
三井不動産フロンティアリートマネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 田中浩
問合せ先 取締役財務部長 牧野辰
TEL. 03-3289-0440

資金の借入、金利スワップ契約締結、及び資金の返済に関するお知らせ

本投資法人は、下記の通り、資金の長期借入を決定するとともに、当該長期借入に関し、金利スワップ契約を締結することを決定致しましたので、お知らせ致します。

また、平成 21 年 12 月 16 に実行した長期借入につきまして、平成 26 年 12 月 16 日に返済を行う予定ですので、併せてお知らせ致します。

記

1. 資金の借入について

(1) 借入理由

平成 21 年 12 月 16 日に実行した長期借入の返済資金に充当するため。

(2) 借入内容

- ① 借入実行日 : 平成 26 年 12 月 16 日
② 担保・保証の有無 : 無担保・無保証
③ 借入先、借入金額、最終元本返済日、及び適用利率

借入先	借入金額	最終元本返済日	適用利率 (適用基準金利+スプレッド)
株式会社群馬銀行	1,000 百万円	平成 32 年 12 月 16 日	ICE Benchmark Administration(IBA)3ヶ月 ユーロ円 LIBOR+0.05% (注1、注2)

(注1) 利払期日に支払う利息の計算期間に適用する基準金利は、利払期日の2ロンドン営業日前のロンドン時間午前11時におけるICE Benchmark Administration(IBA)3ヶ月ユーロ円LIBORとなります。(ICE Benchmark Administration(IBA)が平成26年12月11日に発表した3ヶ月ユーロ円LIBORは、0.11000%です。)

(注2) 金利スワップ契約を締結し、借入実行日から金利は固定化されることとなります。詳細は、下記2.をご参照ください。

2. 金利スワップ契約について

(1) 金利スワップ契約締結の理由

平成 26 年 12 月 16 日付にて借入予定の長期借入について、金利変動リスクをヘッジするため。

(2) 長期借入に対する金利スワップ契約の内容について

想定元本	相手先	金利(注3)		開始予定日	終了予定日
		固定支払金利	変動受取金利		
1,000 百万円	三菱 UFJ 信託銀行株式会社	0.22100%	ICE Benchmark Administration (IBA) 3ヶ月ユーロ円 LIBOR	平成 26 年 12 月 16 日	平成 32 年 12 月 16 日

(注3) 固定金利の支払及び変動金利の受取りの双方について、初回を平成 27 年 3 月 16 日とし、以後 6, 9, 12, 3 月 16 日(但し、当該日が東京営業日でない場合は翌営業日)とします。

(3) 長期借入に対する金利スワップ契約締結後の固定化支払金利

金利スワップ契約締結により、長期借入にかかる金利は、実質的に 0.27100%で固定化されます。そのため、今後、ICE Benchmark Administration (IBA) 3ヶ月ユーロ円 LIBOR にかかる金利の決定については開示を省略いたします。

3. 借入の返済について

平成 26 年 12 月 16 日に返済予定の借入金の内容は下記の通りです。

借入先	借入金額	借入実行日	最終元本返済日	元本返済方法	担保・保証の有無
株式会社群馬銀行	1,000 百万円	平成 21 年 12 月 16 日	平成 26 年 12 月 16 日	期限一括返済	無担保 無保証

4. 借入金残高の推移

	本件実行前	本件実行後	増減
短期借入金	2,500 百万円	2,500 百万円	—
長期借入金	62,800 百万円	62,800 百万円	—
投資法人債	5,000 百万円	5,000 百万円	—
借入金合計	70,300 百万円	70,300 百万円	—

(*) 長期借入金には 1 年以内に返済期限の到来する長期借入金の残高も含まれます。

5. その他

本資金借入の返済等に関わるリスクについては、平成 26 年 9 月 25 日に提出した有価証券報告書記載の「投資リスク」から重要な変更はありません。

以 上

* 本資料の配布先：兜俱樂部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

* 本投資法人のウェブサイト：<http://www.frontier-reit.co.jp/>